

守口市と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

守口市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、互いの持つ知恵、情報及び技術の共有による相乗効果を発揮することで、地域活性化を図り相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が対話を通じて包括的に連携することにより、市民サービスの向上及び定住のまちづくり促進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力する。

- （1）市民の健康増進
- （2）福祉の充実及び向上
- （3）市内企業に対する経営活動支援
- （4）市政のPRと地域活性化

（情報の共有）

第3条 甲と乙は、連携協力事項の実施にあたり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（協定内容の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の見直しを申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

（協定書の有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも更新をしない旨の申出がない場合には、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定める。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和3年10月27日

甲：大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市 守口市長 （ 自署 ）

乙：大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号

明治安田生命保険相互会社

大阪東支社 支社長 （ 自署 ）